

日本物理学会若手奨励賞授賞規定「2. 応募資格」の改定
(平成 24 年 3 月のインフォーマルミーティングで承認)

現行（平成 23 年度(第 6 回若手奨励賞)まで適用)

2. 応募資格

応募の時点で日本物理学会会員であること.

原則として受賞年度の 3 月 31 日現在において 37 歳以下であること.

ただし、出産、育児休暇により研究を中断するなどの事情がある場合は、年齢制限を 39 歳以下まで緩和することができる.

改定後（平成 24 年度(第 7 回若手奨励賞)以降適用)

2. 応募資格

応募の時点で日本物理学会会員であること.

原則として受賞年度の 3 月 31 日現在において 40 歳以下であること.

ただし、出産、育児休暇により研究を中断するなどの事情がある場合は、年齢制限を緩和することができる.